

○河内長野市行政改革推進委員会運営要綱

平成10年2月2日

要綱第4号

改正 平成11年9月30日要綱第32号

平成15年3月28日要綱第18号

平成15年9月30日要綱第57号

平成25年1月25日要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、河内長野市附属機関設置条例（平成24年河内長野市条例第35号）第2条の規定により設置する河内長野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、10名以内とする。

2 委員は、市民並びに市政運営について優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年9月30日要綱第32号抄)

- 1 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日要綱第18号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月30日要綱第57号抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月25日要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。